

融資等のご案内

〈中央ろうきん〉 ろうきん融資のご紹介

<http://chuo.rokin.com>

「ろうきん」は勤労者のための金融機関です。

「カナルこうとう」はろうきんの団体会員となっています。

不時の出費、また、住宅取得や増改築、マイカー購入、教育、結婚など、まとまった資金が必要になったとき、ご利用いただくことができます。



❖ 利用方法

「カナルこうとう」の会員である旨を告げてお問合せください。

※融資の説明書、申込書類等は、ろうきん窓口でお受け取りください。

無担保ローン

- ・カーライフローン ・福祉ローン ・教育ローン ・カードローン
- ・リフォームローン

・いずれも4つの金利タイプから選択できます。

① 変動金利型

金利情勢の変化に伴い、金利が変動します。

② 固定金利特約型（3年、5年、10年、20年）

一定期間金利が固定されています。

③ 上限金利特約型

金利は変動しますが、金利の上限があらかじめ固定されています。

④ 全期間固定金利型

最長35年間、ご契約時の金利で固定されています。

不動産担保ローン

・金利引下げ制度があります。金利引下げ幅は条件や金利タイプによって異なります。

・一部繰上げ返済の手数料が無料。但し全額繰上げ返済は手数料が必要になる場合があります。

・団体信用生命保険付き。融資額の範囲となります。

お問い合わせは

ろうきん 亀戸支店（定休日 土・日・祝） TEL 03-3681-4136

亀戸ローンセンター（定休日 火・水・祝） TEL 03-3681-4200

東京都中小企業従業員融資制度のご案内

東京都では、都内に在勤又は在住の中小企業従業員の方に生活資金を低利で融資しています。

	さわやか（個人融資）	すくすく・ささえ（子育て・介護支援融資）																				
お申し込み条件（右の条件をすべて満たす方）	<p>○お勤め先の会社等が下表のいずれかに該当している方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社等の業種</th> <th>資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種</td> <td>3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現在の勤務先に6か月以上勤務している方</p> <p>○現住所に3か月以上居住し、勤務先又は住所のいずれかが都内にある方</p> <p>○年間収入（税込み）が800万円以下の方</p> <p>○住民税を滞納していない方</p> <p>○借入金の使い道が生活の安定のためであり、返済の見込みのある方</p>	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下	<p>○お勤め先の会社等が下表のいずれかに該当している方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社等の業種</th> <th>資本金・出資金 又は 従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下 又は 50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下 又は 100人以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の業種</td> <td>3億円以下 又は 500人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現在の勤務先に6か月（育児休業・介護休業を事由とする場合は1年）以上勤務している方</p> <p>○現住所に3か月以上居住し、勤務先又は住所のいずれかが都内にある方</p> <p>○妊娠中の方、子育て期間中の方、介護休業中の方又は要介護認定若しくは要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方 *子育て期間：妊娠から子が20歳に達した以後最初の3月31日まで</p> <p>○住民税を滞納していない方</p> <p>○借入金の使い道が子育て・介護に必要な費用又は育児介護休業中の生活資金のためであり、返済の見込みのある方</p>	会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数	小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業	5千万円以下 又は 100人以下	卸売業	1億円以下 又は 100人以下	上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
会社等の業種	資本金・出資金 又は 従業員数																					
小売業	5千万円以下 又は 50人以下																					
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下																					
卸売業	1億円以下 又は 100人以下																					
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下																					
融資額	70万円以内 特例 100万円以内（医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合）	100万円以内																				
年利	固定金利 1.8% （平成29年4月1日現在）	固定金利 1.5% （平成29年4月1日現在）																				
返済期間	3年以内（借入額が70万円超の場合は5年以内）	据置期間後5年以内 *据置期間 ○子が1歳6か月に達するまでの育児休業期間 *産後休暇に引き続いての育児休業が承認済であれば、産後休暇も据置期間に含むことができます。 ○介護休業期間（12か月を限度） *据置期間とは、元金の返済を据え置き、利息だけを返済する期間です。																				
必要書類等	<p>【お申込み時】</p> <p>○ご本人の源泉徴収票（又は給与明細書）</p> <p>○資金使途を証明する書類（70万円を超える場合）</p> <p>○健康保険証の提示</p> <p>○印鑑</p> <p>【ご契約時】</p> <p>○ご本人の印鑑証明書</p> <p>○実印</p>	<p>【お申込み時】</p> <p>○ご本人の源泉徴収票（又は給与明細書）</p> <p>○資金使途を証明する書類</p> <p>○健康保険証の提示</p> <p>○印鑑</p> <p>【その他資金使途に応じて】</p> <p>○母子手帳の提示</p> <p>○子の入学、在学が確認できる書類</p> <p>○育児休業・介護休業の取得を証明するものなど</p> <p>【ご契約時】</p> <p>○ご本人の印鑑証明書</p> <p>○実印</p>																				
申込先	中央労働金庫都内本支店・ローンセンター	中央労働金庫都内本支店・ローンセンター及び都内信用組合																				

※個人融資、子育て・介護支援融資ともに、金融機関による審査があり、ご希望にそえない場合もございます。

お問い合わせは

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 TEL 03-5320-4653

〈TOKYO はたらくネット〉 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/index.html>

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる、国がサポートする退職金制度です。事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（機構）中小企業退職金共済事業本部（中退共本部）と従業員ごとに退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関を通じて納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共本部からの退職金が直接支払われます。

❖ 制度の特色

- ・国の制度ですので、安全・確実・有利です。
- ・掛金の一部を国が助成します。 ※一部助成対象外あり

新規加入助成…初めて加入する事業主に対して掛金月額額の2分の1（従業員ごとに上限5千円）を加入後4か月目から1年間助成。

月額変更助成…1万8千円以下の掛金月額額を増額した場合、増額分の3分の1を増額月から1年間助成。

- ・掛金は税法上、損金または必要経費として全額非課税になります。
- ・社外積立型で管理が簡単、また、従業員ごとの退職金試算額などもお知らせします。
- ・加入前の過去勤務期間や、転職した場合の企業間の通算制度があります。
- ・短時間労働者の方も加入できます。
- ・事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。
- ・存続厚生年金基金（解散存続厚生年金基金）・特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換ができます。

❖ 加入できる企業

中退共制度に加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業や公益法人等の場合は常用従業員数によります。

一般業種（製造・建設業等）	常用従業員数 300 人以下または、資本金の額・出資の総額 3 億円以下
卸売業	常用従業員数 100 人以下または、資本金の額・出資の総額 1 億円以下
サービス業	常用従業員数 100 人以下または、資本金の額・出資の総額 5 千万円以下
小売業	常用従業員数 50 人以下または、資本金の額・出資の総額 5 千万円以下

❖ 掛金の種類

掛金は全額事業主負担で、掛金月額額は5千円から3万円までの16種類から従業員ごとに選択できます。また、短時間労働者の方は2千円、3千円、4千円の特例掛金月額も選択できます。
※申込時に短時間労働者であることを確認できる書類の提出が必要

❖ 退職金の額

退職金は、基本退職金と付加退職金を合算したものが受け取る退職金額となります。ただし、掛金の納付が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回ります。2年から3年6か月では掛金相当額となり、3年7か月から掛金相当額を上回る額となります。

退職金の受給権者は、退職した従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

❖ お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（略称：中退共本部）

TEL 03-6907-1234

詳しくは「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

URL <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>